

【訪問看護・予防訪問看護利用料金表】

訪問看護の利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります

【訪問看護・予防訪問看護】__利用料金（1回につき）

その他
1単位 = 10.00円

所要時間	保健師・看護師が訪問した場合							
	20分未満		30分未満		60分未満		90分未満	
	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防
通常	3,130円	3,020円	4,700円	4,500円	8,210円	7,920円	11,250円	10,870円
1割負担	310円	300円	470円	450円	820円	790円	1,120円	1,090円
2割負担	620円	600円	940円	900円	1,640円	1,580円	2,240円	2,170円
3割負担	940円	900円	1,050円	1,350円	2,460円	2,370円	3,370円	3,250円
単位	313 単位	302 単位	470 単位	450単位	821単位	792 単位	1125 単位	1087単位

【加算・減産項目】 ※ 自己負担の割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

(予防)緊急訪問看護加算 I	5,740円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合には、その基準で規程されている区 分に従い、上記の利用料金に加算することができます。 ◇「ご利用者又はそのご家族に対して24時間の連絡体制を取り、 <u>ご利用者の同意を頂いた上で</u> 、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制を取っている」
単位	574単位	
(予防)特別管理加算 I	5,000円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合には、その基準で規程されている区 分に従い、上記の利用料金に加算することができます。◇以下に該当する状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合 I を算定する場合 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。
単位	500単位	
(予防)特別管理加算 II	2,500円	IIを算定する場合 ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法 指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又はを受けている状態。②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。③真皮を超える褥瘡の状態 ④点滴注射を週 3日以上行う必要があると認められる状態
単位	250単位	
(予防)初回加算	3000円	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して、初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合において、初回加算を算定することができます。
単位	300単位	
早朝・夜間加算	通常料金 × 125%	6:00～8:00、18:00～22:00
深夜加算	通常料金 × 150%	22:00～明朝6:00
(予防)長時間加算	3,000円	特別管理加算対象者で 90分以上を超えるて訪問看護を実施する場合
単位	300単位	

(予防)複数名訪問 加算	2,540円	複数の看護師による訪問・30分未満
単位	254単位	
(予防)複数名訪問 加算 4	4,020円	複数の看護師による訪問・30分以上
単位	402単位	
ターミナルケア加算	20,000円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合には、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金に加算することができます。◇以下に該当する場合において、ターミナルケア加算を算定することができます。① 死亡日及び死亡日前 14日以内に2日以上ターミナルケアを実施していること。② 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制についてご利用者及びそのご家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること。
単位	2000単位	
(予防)退院時共同 指導加算	6000円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中のご利用者が退院又は退所するに当たり、訪問看護事業所の看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導を行った後に、ご利用者が退院又は退所され、サービスを行った場合に加算することができます。特別な管理を必要とするご利用者については2回算定する場合があります。
単位	600単位	

【実費について】

(一回につき)

実費項目	通常の事業の実施地域を越えて行う 交通費(自動車・自動二輪車使用)	3kmにつき200円(外税)
	通常の事業の実施地域を越えて行う 交通費(公共の交通機関使用)	実費
	駐車許可証の交付が認められない場合 の駐車場代(自動車・自動二輪車使用)	実費
	実施記録の複写物交付	1枚につき20円(外税)
	訪問看護時間が90分を超えた場合(保 険適用とならない場合)	4,500円/30分毎
	死後の処置料(指定訪問看護と連続して 行う場合)※このサービスは指定訪問看護 とは別のサービスになります。	15,000円
	おむつ代・エンゼルケアセット費用は原則として利用者様のご用意となります。 (不足・緊急時・実費負担になります)	

【支払方法及び留意事項】

利用料金	厚生労働大臣の定める基準により、原則として基本料金の1割から3割がご利用者の負担する料金となります。ただし、介護保険の範囲を超えたサービス利用料金は全額自己負担となります。※介護保険料の滞納がある場合には、負担割合が3割負担となることがあります。
キャンセル料	ご利用予定のサービスをキャンセルする際は、すみやかに事業所までご連絡下さい。サービス利用日の前日 21時を過ぎてキャンセルされる場合は不要です。 当日訪問までのご連絡は全額請求します。 訪問予定1時間前以降は全額キャンセル料がかかりますのでご注意ください。 ※緊急な入院などの事情についてはキャンセル料を頂きません。
支払証明書	領収書は再発行いたしかねますので、大切に保管してください。 領収書を紛失された場合は、支払証明書 100円(外税)にて発行いたします。
予定日以外 での訪問	利用者様またはご家族様の希望による予定日以外の訪問につきましてスタッフの勤務・訪問件数などの状況によりお断りさせて頂くことがございますがご了承ください。

利用者の状態

訪問看護を行う利用者は、状態によって特別管理加算の算定額が異なります。

利用者の状態	特別管理加算
・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態にある者 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 ・気管カニューレを使用している状態にある者 ・留置カテーテルを使用している状態にある者	5,000円/月
・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者 ・在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者 ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者 ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者 ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者 ・在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者 ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者 ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者 ・人工肛門または人口膀胱を設置している状態にある者 ・真皮を越える褥瘡の状態にある者 ①NPUAP分類Ⅲ度またはⅣ度 ②DESIGN-R分類D3,D4,D5 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	2,500円/月